

# 譲渡性預金（CD）

平成29年6月1日現在

1. 商品名	● 譲渡性預金
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団・任意団体など
3. 期間	● 2営業日以上2年以内 ● 満期日指定方式 ※満期日が休日の時、①預入期間が2年の場合は前営業日を満期日とします。 ②預入期間が2年以外の場合は翌営業日を満期日とします。 ● 自動継続方式のお取り扱いはできません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 一括預入 ● 2千万円以上 ● 1円単位
5. 払戻方法	● 満期日に一括して払い戻し致します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法  (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	● お預け入れ時点で、その時点での市場実勢を反映し決定致します。 ● お預け入れ期間2年未満のものは元金の払い戻し時（満期日）に元本とともに一括してお支払い致します。 ● お預け入れ期間2年の場合は、1年後応答日に中間利払いを行います。 ● 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算とします。（単利型） ● 個人のお客様・・・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ● 法人のお客様・・・15.315%（国税15.315%）の総合課税が適用されます。ただし、非課税法人の場合は非課税です。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、国税は15.315%の税率となります。 ※CDの課税上の取り扱いは、満期日（または中間利払日）現在における預金者の課税区分に応じ決定します。 ※上記以外のお客様の場合や、譲渡を行っている場合の税金の取り扱いについては窓口までお問い合わせ下さい。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 譲渡	● この預金は、一般の定期預金とは異なり、譲渡禁止の特約がなく、所定の手続きにより譲渡することも可能です。ただし、経過分の利息とともにのみ譲渡でき、元本のみ又は利息のみの譲渡はできません。 ● 譲渡方法は指名債権譲渡の方法によります。 ● 償還日前（満期日前）に譲渡する場合、市場（CDの流通市場）実勢価格での譲渡となり、その際、市場金利の上昇等により投資元本を割り込むことがあります。また、買い手がつかない場合、譲渡できないこともあります。 ● 譲渡に関する詳しい事務手続き等については、窓口までお問い合わせ下さい。
8. 手数料	● 譲渡される場合は、売手・買手とも当行所定の流通取扱手数料が必要となります。
9. 付加できる特約事項	——

10. 中途解約時の取扱い	● 中途（満期日前の）解約はできません
11. その他 参考となる事項	● 当行は当行預金の譲渡・買取をお受けすることはできません。 ● 期日（満期日）後の利息は付利されません。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. 預金保険制度	● 譲渡性預金は預金保険の対象外です。